# ワーキング・ホリデー査証に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定

日本国政府及びスウェーデン王国政府(以下「両締約国政府」といい、 個別に「締約国政府」という。)

は、

両国間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、

両 国 間 の相互理解を促進することを目的として、それぞれの国民、 特に青少年に対し、 他方の国の文化及

び一般的な生活様式を正当に理解するための一層広範な機会を提供することを希望して、

次のとおり協定した。

# 第一条

各締約国政府は、 他方の国 (以下「派遣国」という。) に居住する派遣国の国民に対し、 当該派遣国 図の国

民が次に掲げる要件を全て満たし、 かつ、当該締約国政府が適当と認めるときは、ワーキング・ホリデー 査

証を無償で発給する。

(a) 就労を訪問の主たる理由とすることなく、主として休暇を過ごすために他方の国 (以下「受入国」と

いう。)に入国する意図を有すること。

- (b) ワーキング・ホリデー査証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。
- (c) を所持する被扶養者を除く。)を同伴しないこと。 被扶養者(受入国から発給された別個のワーキング・ホリデー査証その他の有効な査証又は在留許可
- (d) めの十分な資金を所持すること。 少なくとも滞在期間と同じ期間有効な旅券及び帰国のための旅行切符又は当該旅行切符を購入するた
- (e) 受入国における滞在の当初の期間に生計を維持するための十分な資金を所持すること。
- (f) 滞在終了時に受入国を出国する意図を有すること及び滞在する間に在留資格を変更しないこと。
- (g) 以前にワーキング・ホリデー査証の発給を当該締約国政府から受けていないこと。
- (h) 健康であること。
- (i) 険に加入すること、スウェーデン王国の国民については、十分な医療保険に加入すること。 日本国民については、スウェーデン王国での滞在を通じて効力を有する包括的な医療保険及び入院保
- (j) 受入国に滞在する間、受入国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

### 第二条

は、 国の権限のある当局に対してオンラインで、 各締約国政府は、 必要な場合には、資格を決定するために大使館の代表者による面接を受ける。 派遣国の国民に対し、派遣国にある受入国の大使館において、又は可能な場合には受入 ワーキング・ホリデー査証を申請することを許可する。 申請者

### 第三条

- 1 的 に 持するスウェーデン王国の国民に対し、 な活動として就労するために日本国に滞在することを許可する。 ついて有効なワー 日 本国 政府は、 第一 キング・ホリデー 条の規定に従い、 査証を発給し、 入国 スウェーデン王国の国民に対し、 (T) 日から一 及び有効な日本国 年以内  $\mathcal{O}$ 期間、 [のワーキング・ホリデー 旅行資金を補う目的で休暇の 発給の日から三箇月以内の · 査 証 付随 を所 入 国
- 2 で、 に対し、 スウェーデン王国 発給の日から一年間有効なワーキング・ホリデー査証を発給し、 当該査証の有効期間中、 の関係当局は、 旅行資金を補う目的で休暇の付随的な活動として就労するためにスウェ 第一 条の規定に従い、 日本国民に対し、 並びに当該査証を所持する日本国民 時滞在及び就労許可の形式

デン王国に滞在することを許可する。

# 第四条

各締約国政府は、 派遣国の国民に発給するワーキング・ホリデー査証の数を毎年決定することができるも

のとし、 他方の締約国政府に対し、この数を外交上の経路を通じて通報する。

### 第五条

第一条及び第三条の規定にかかわらず、 いずれの締約国政府も、 効力を有する自国の法令に従い、 受理し

た特定のワーキング・ホリデー 査証の申請を承認せず、 ワー キング・ホリデー 査証を発給された者の自国

られた者を出国させる権利を留保する。

の入国を拒否し、

ワーキング・ホリデー

査証を取り消し、

又はワーキング・ホリデー査証の下で入国を認め

# 第六条

有効なワーキング・ホリデー査証により受入国に入国したいずれの締約国政府の国 の国民も、 受入国に滞

在する間、受入国において効力を有する法令に従うものとし、受入国に滞在する間、 この協定の目的に反す

る勤務に従事してはならない。

### 第七条

この協定の規定は、 それぞれの国において効力を有する法令に従って実施される。

### 第八条

両締約国政府は、 相互に、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続の完了を書面により通

この協定は、これらの通報が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生

ずる。

報する。

### 第九条

1 の協定の解釈に関するい かなる紛争も、 両締約国政府により外交上の経路を通じて解決される。

2 面 により の協定の改正に 行われ れる。 この協定の規定については、 ついては、 *(* ) つでも両締約国 ζ, 政 つでも外交上の経路を通じた両締約国 府の間で交渉することができる。 これらの |政府 改正  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ は、 協 議 書

の対象とすることができる。

3 又は出入国管理上の考慮のために一時的に停止することができる。 ずれ の締約国政府も、 この協定の規定の全部又は一部の実施を国家の安全保障、 このような停止及びその解除は、 公の秩序、 公衆衛生 外 交

上の経路を通じて他方の締約国政府に直ちに通告される。

4 ても、 は、 領域に入国し、若しくは滞在することが許可されている派遣国の国民の入国又は滞在の希望について好意 の協定を終了させることができる。この協定の終了又はこの協定のいかなる規定の実施の停止の後におい いずれの締約国政府も、三箇月前までに他方の締約国政府に対して書面により通告することにより、こ 当該終了又は停止の日において、有効なワーキング・ホリデー査証が発給されており、又は受入国 両締約国政府により外交上の経路を通じて別段の決定が行われる場合を除くほか、各締約国 政府  $\overline{\mathcal{O}}$ 

以上の証拠として、下名は、 各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。 的な考慮を払う。

を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。 二千十九年八月二十六日に東京で、ひとしく正文である日本語、 スウェーデン語及び英語により本書二通

日本国政府のために

スウェーデン王国政府のために